

「接続政策委員会(第86回)」 ヒアリング資料

2026年10月27日

株式会社NTTドコモ

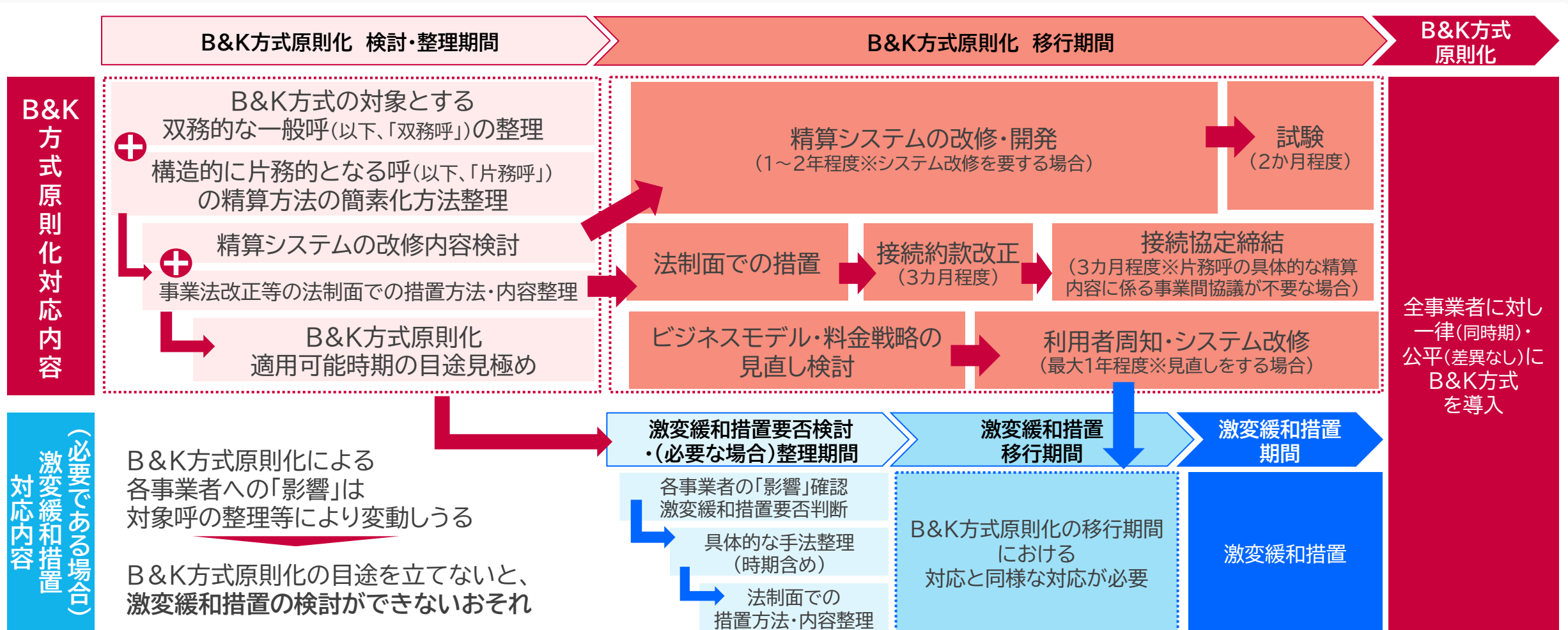
つながろう。驚きを。幸せを。



ビル&キープ方式原則化までのプロセスについて

- ビル&キープ方式(以下、「B&K方式」)原則化にあたり、対象呼の整理、法制面の措置方法等を検討・整理し、移行期間内にシステム改修・開発、法制面での措置等、ビジネスモデルの見直し検討等を完了させることが必要
- 仮に激変緩和措置を行う場合、B&K方式原則化の移行期間と同様の追加稼働が発生する可能性があり、B&K方式原則化時期に影響を与えかねない

表に記載のある期間は大胆な見込みであり、事業者間で議論する精算仕様等により変動いたします

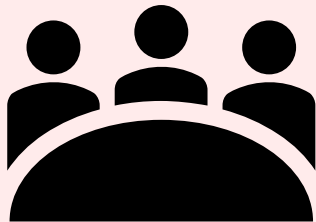


B&K方式原則化の適用時期について

- B & K方式原則化には、①双務呼の整理・片務呼の精算方法簡素化の決定、②事業法改正等の法制面の措置、③接続約款の改正(指定事業者)及び接続協定の変更、④(必要に応じ)精算システムの改修及び片務呼の具体的な精算内容に係る事業間協議が必要になる
- そのため、少なくとも①～②について十分な議論・検討を行った後にB & K方式原則化の適用可能時期の目途を見極めることが可能になるのではないか(適用には③～④の完遂も必要)

①双務呼の整理 片務呼の精算方法の簡素化

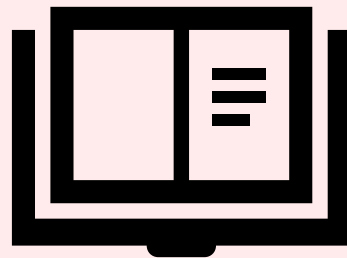
- 【双務呼】
- 対象となる呼・サービスの整理等
- 【片務呼】
- 対象となる呼・サービスの洗い出し
- 転送電話等の2レグ目の取り扱いの整理
- 精算方法の簡素化方法検討
(「定額制」「レベニューシェア」等)



事業者間協議の会合で議論

②事業法改正等 の法制面の措置

- 指定事業者の音声接続料規制の見直し
- 非指定事業者の音声接続料の請求権を放棄させる等の規制に関する法的根拠の検討
- 事業法や省令、ガイドライン等の改正



接続政策委員会で議論し、
事業法等を改正

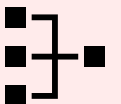
③接続約款の改正・接続協定の変更

- 法令等に対応した接続約款改正
- 接続約款等を基にした各音声相互接続事業者間における協議・接続協定の締結



④精算システムの改修・片務呼の具体的な精算内容に係る事業間協議

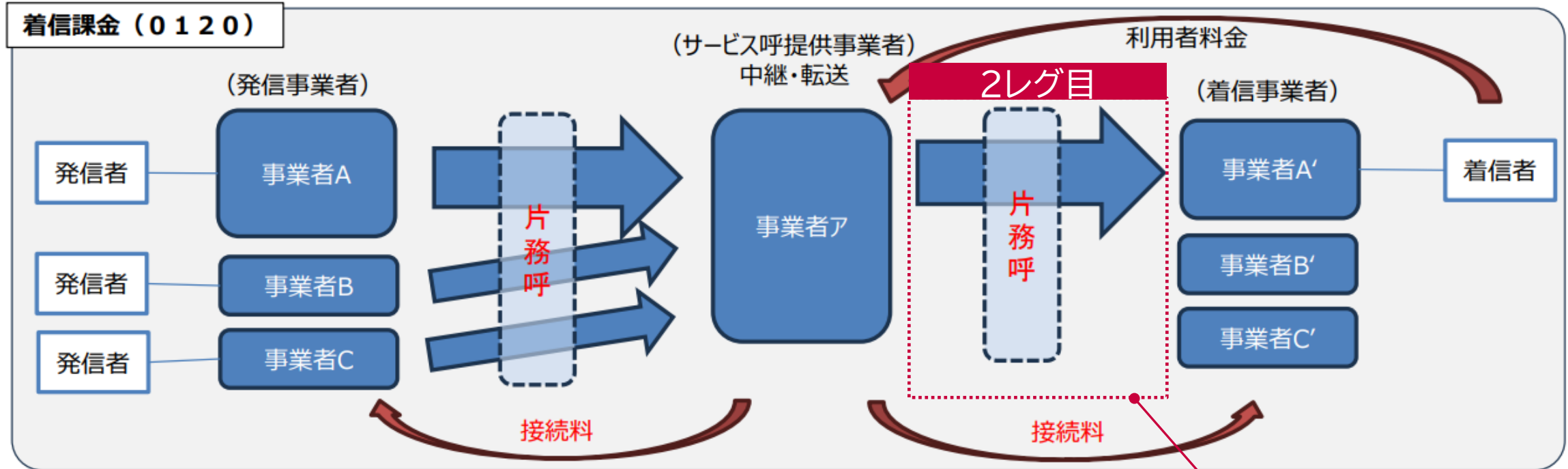
- 片務呼の精算方法の簡素化内容によって、改修や具体的な精算内容に係る事業間協議が必要となる可能性
(双務呼の精算を行わないことに対しては改修不要となる想定)



【参考】片務呼における2レグ目について

- 片務呼における2レグ目について、現時点、着信事業者である当社からは双務呼との峻別ができない
- 片務呼のサービス提供事業者であれば、2レグ目の峻別ができる可能性がある

<本委員会第78回における事務局資料>

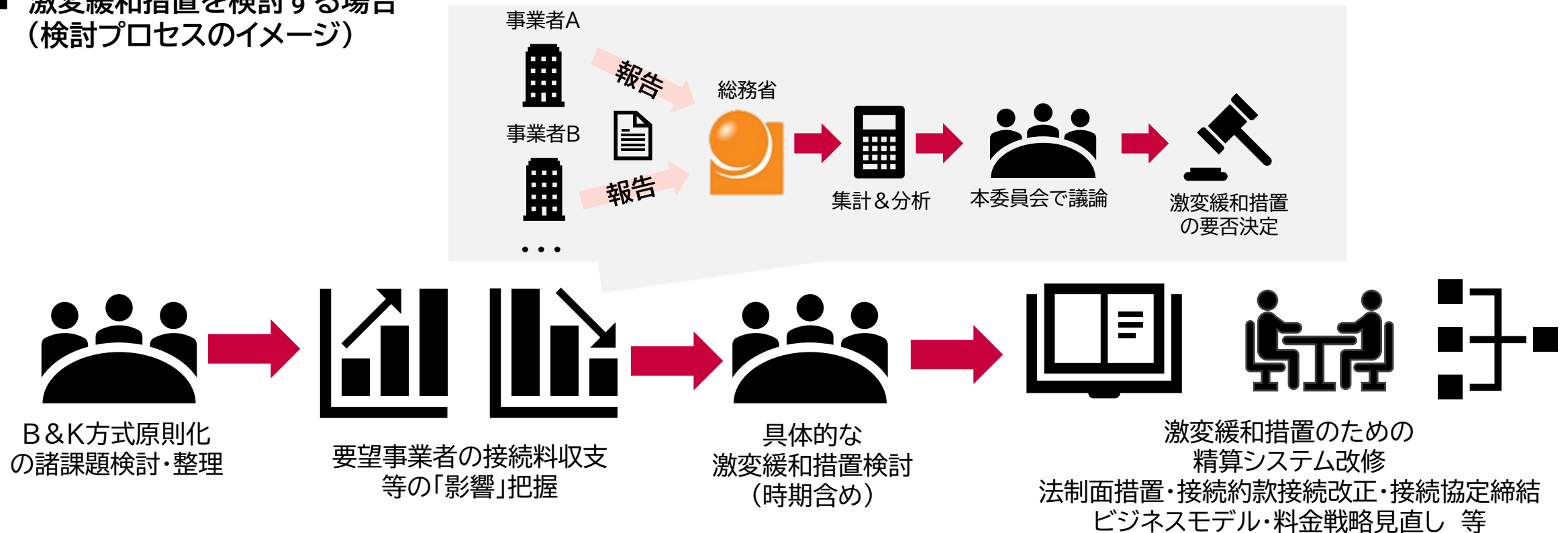


片務呼における2レグ目は
着信事業者からは双務呼と峻別ができない

激変緩和措置について(1/2)

- 激変緩和措置要否の検討にあたっては、その目的や必要性を慎重に議論する必要がある。仮に激変緩和措置が収支影響緩和を目的とする場合、十分な検討・整理期間や移行期間を設けることも有効
- その上で、激変緩和措置を検討するのであれば、原則化の準備に加え、激変緩和措置導入の検討や精算システム改修等において追加的な負担が生じる可能性があることも考慮すべき
- そのため、激変緩和措置を要望する事業者が激変緩和措置の具体的な内容やその効果を明らかにした上で、他事業者にとっての収支等の「影響」や追加的な負担も踏まえ、その内容と必要性を議論すべき

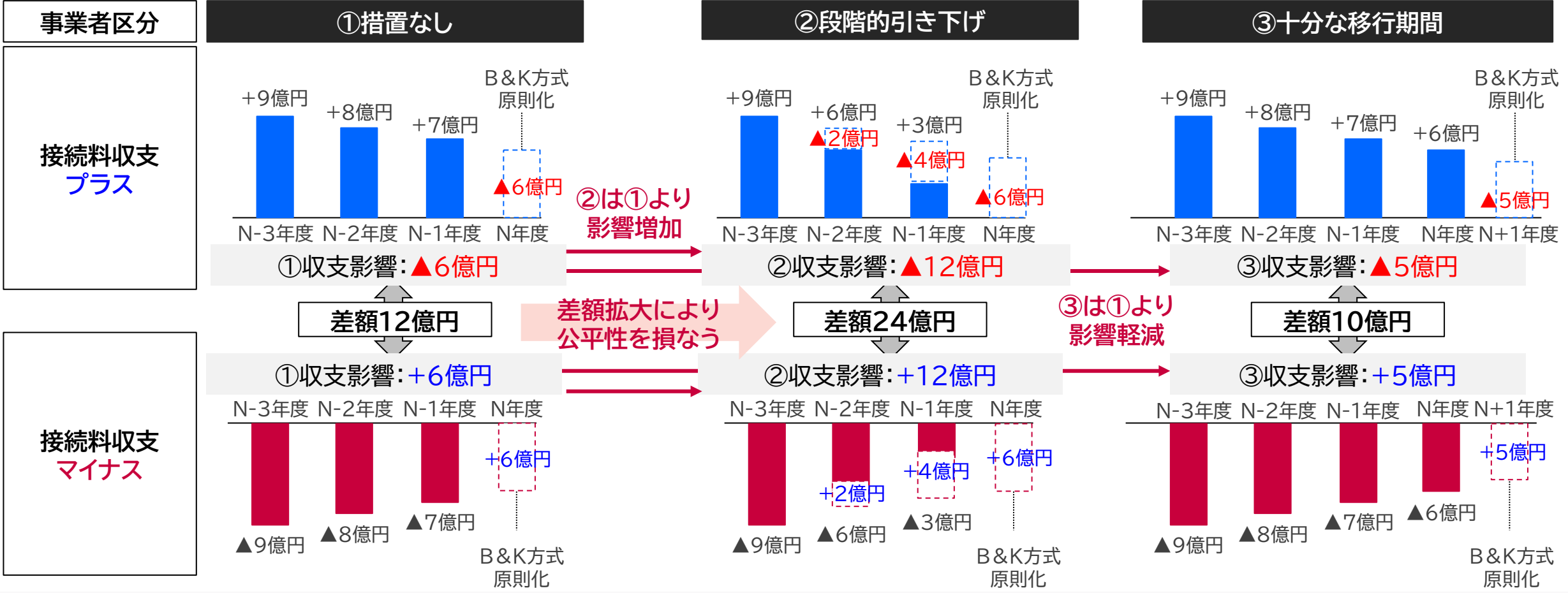
■ 激変緩和措置を検討する場合 (検討プロセスのイメージ)



激変緩和措置について(2/2)

- 接続料段階的引き下げ等の激変緩和措置は、却って事業者間の接続料収支影響を拡大し、公平性を損なうおそれがある
- B&K方式原則化によりマイナスの影響を受ける事業者の収支影響等を軽減することを目的にするのであれば、十分な移行期間を設けることが有効

■ 接続料収支イメージ(音声市場が縮退していくため、接続料収支は縮小していく想定)



各論点に対する当社の考え

1

「ビル&キープ方式の原則化」に係る移行期間及び移行期間における音声接続料の算定方法

2

「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」第3項における長期増分費用(LRIC)方式に代わる手法の在り方

1. 移行期間(原則化の適用時期)についての考え方

赤枠内構成員限り

SLIDE No.

8

移行期間を必要とする理由	説明を求めるべき内容	当社意見
1-1 ビジネスモデルや 料金戦略の見直し	□ ビル&キープ方式の原則化に伴いビジネスモデルや料金戦略の見直しを必要とする具体的理由。(ビル&キープ方式の原則化により当該事業者の事業にどのような影響があるのか、音声接続料の収支差や事業収入に占める音声接続料の割合等、事業へのインパクトについて定量的な説明を求める。)	- 当社における音声接続料収支※(25年度実績)は、双務呼 億円、片務呼 億円であり、今後も音声市場が縮退していく想定において、接続料収支が縮小していくものと考えております。したがって、当社は、現段階においてビル&キープ方式の原則化に伴いビジネスモデルや料金戦略の見直しまで必要だとは考えておりません。 - ただし、音声接続料の収支差が大きい事業者の中には、ビジネスモデルや料金戦略の見直しが必要になる等影響の大きい事業者も存在すると考えられるため、今回のヒアリング等により実態把握を行うことが望ましいと考えます。 ※本集計における双務呼・片務呼の分類は当社の想定であり、今後「音声接続料に係るビル&キープ方式原則化に関する課題検討会」において当社の想定とは異なる整理がなされる可能性があります。また、当社は片務呼の2レグ目を双務呼と峻別できないことから、本集計においては片務呼の2レグ目による接続料収入を双務呼収入に計上しているため、実際の接続料収支よりも双務呼は過大に、片務呼は過少になっているものと考えております。
	□ ビジネスモデルや料金戦略の見直しにどの程度の時間を要するのか。(その期間において具体的にどのような見直しを行うのか、その検討にどの程度の時間を要するのか、具体的な説明を求める。)	
1-2 精算システムの 改修	□ ビル&キープ方式の原則化に伴う精算システムの改修にどの程度の時間を要するのか。(システム改修の内容、想定される工数、類似の改修に要した時間(実績)等を踏まえ、定量的な説明を求める。)	- 当社は、双務呼をビル&キープ方式の原則化の対象とし、事業者間精算を行わないということによる精算システムの改修は特段必要ない想定です。 - ただし、片務呼の精算方法を簡素化する方法によっては、精算システムの改修や具体的な精算内容に係る事業間協議等が必要になると想定されるため、まずは当該議論を完遂する必要があると考えます。 - そのため、片務呼の簡素的な精算方法が決まったのち、精算システムの改修要否や改修内容が判明等することで、ビル&キープ方式の原則化の移行時期を見極めることが可能になる認識です。 - なお、過去の事例を踏まえると、精算システム等を改修には、開発する仕様が確定してから1~2年程度の期間を要する可能性があると考えます。
	□ 現行の精算システムの更改時期を考慮する必要がある場合、その具体的理由。(PSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期等に関し、一般的なソフトウェアの耐用年数が5年であることを踏まえれば、当該システムの除却損の影響は大きく低減しているとの指摘も踏まえ、具体的理由を求める。)	

1. 移行期間(原則化の適用時期)についての考え方

移行期間を必要とする理由	説明を求めるべき内容	当社意見
1-3 接続協定の変更手続	□ ビル&キープ方式の原則化に伴う接続協定の変更手続にどの程度の時間を要するのか。(変更を要する接続協定の本数、変更を要する箇所、当該箇所の変更に要する時間等を踏まえ、定量的な説明を求める。)	- 指定電気通信設備制度を基礎とした現行の電気通信事業法においては、非指定事業者が設定する音声接続料を規制する法的根拠が存在しないため、当社は、全事業者一律(同時期)・公平(事業者ごとに採用/不採用の差異なし)にビル&キープ方式の原則化の実現を行うために、事業法の改正等が必要になると認識しております。また、法的根拠がない場合は非指定事業者との間のビル&キープ方式に係る合意が困難になる可能性があります。 - 加えて、指定事業者は事業法等の改正に合わせ、接続約款の改正も必要になります。 - 接続協定の変更手続は、これら法制面での措置内容や接続約款の改正、片務呼の精算方法の簡素化内容、片務呼の具体的な精算内容に係る事業者間協議に大きく左右されるため、まずは当該議論を完遂する必要があると考えております。 - なお、当社においてビル&キープ方式の原則化によって接続協定変更が必要となる事業者は、 社であり、各事業者との調整が必要となるため、接続協定の変更手続には一定程度の期間を要すると思います。 - 過去の事例を踏まえると、法制面の措置完了後に接続約款の作成～届出に3カ月程度、その後、接続協定の作成～各事業者との締結に3カ月程度の計6カ月程度の期間を要する可能性があると思います。ただし、片務呼の簡素化された精算方法としてレベニューシェア等が採用され、負担割合を事業者間協議に委ねる等する場合は、追加的な事業者間協議が必要となるため、より期間を要するものと想定します。
1-4 利用者への周知期間	□ ビル&キープ方式の原則化に向けた利用者への周知期間としてどの程度の期間が必要か。(当該期間に行う周知の具体的方法、料金等を変更した場合の周知期間(実績)等を踏まえ、定量的な説明を求める。)	- 当社は、ビル&キープ方式の原則化に伴い現時点で利用者料金等を変更することは考えておりません。 - 利用者料金等を変更する場合は、法令等に則り事前周知等を行うことにより、利用者にご理解いただけるように努める考えです。 - なお、仮に、利用者料金等を変更する場合には、その変更内容によりますが、利用者への周知期間等として最大1年程度の期間を要する可能性があると思います。
1-5 その他	□ その他、移行期間を必要とする具体的な理由及びその期間(定量的な説明を求める)。	特にございません。

2. 激変緩和措置の必要性についての考え方

説明を求めるべき項目	説明を求めるべき内容	当社意見
2-1 激変緩和措置 (段階的な接続料の引き下げ) を必要とする理由・目的	□ 移行期間の設定に加えて、激変緩和措置として段階的な接続料の引き下げを必要とする具体的理由。また、激変緩和措置の実施の目的が円滑な移行の促進以外である場合については、その目的の内容及びその合理性。(例えば、ビル&キープ方式の原則化に伴うビジネスモデルの見直しによる利用者料金の急激な変更を緩和するため、移行期間中から段階的に利用者料金の見直しを実施していく必要があることから、段階的な接続料の引き下げが必要という場合であれば、段階的な利用者料金の見直しの具体的な内容や、そのような見直しを行う必要性としてビル&キープ方式の原則化による事業へのインパクトについての定量的な説明(音声接続料の収支差や事業収入に占める音声接続料の割合等)を求める。)	当社は、全事業者一律(同時期)・公平(事業者ごとに採用/不採用の差異なし)に移行する前提において、ビル&キープ方式の原則化までの移行期間として十分な期間を設けることが事業者間の公平性確保、事業者の精算システム維持等の負担軽減及び収益構造への影響緩和の観点から有効と考えるため、段階的な接続料の引き下げという激変緩和措置は不要だと考えます。
2-2 激変緩和措置の導入により生ずる問題	□ コストの増加や事業者負担の増大、利用者の混乱等、激変緩和措置の導入により生じる恐れがあるとする問題の具体的内容。(コストの増加や事業者負担の増大については定量的な説明を求める。なお、激変緩和措置の導入に伴うコストについては、次の3で検討する激変緩和措置の手法にもよると考えられるところ、特定の手法による場合には過大なコストが懸念される場合には、3の検討において考慮することとする。)	- 激変緩和措置により追加的な負担が生じる可能性があるため、激変緩和措置を要望する事業者がその具体的な措置内容や効果(接続料収支等の「影響」を含む)を明らかにすべきだと考えます。その上で、その効果による当該措置が他事業者の収支等に与える「影響」や追加的に生じる負担も踏まえ、その内容と目的、必要性を議論すべきだと考えます。 - なお、激変緩和措置によるコスト等については、措置の内容ごとに異なるため、具体的な案に応じ、個別に検討することが必要だと考えます。 - 例えば、激変緩和措置により現状の音声接続料の精算方法と異なる精算方法を採用する場合、精算システムの改修等が必要になる可能性が考えられます。 - 仮に激変緩和措置を設ける場合、ビル&キープ方式の原則化によって生じる各事業者への「影響」を緩和するための具体的措置を検討することとなります。すなわち、ビル&キープ方式の原則化後の片務呼の精算方法の簡素化等の諸課題の解決方法、法制面の措置の内容及び適用開始時期の目途がついた段階で、その「影響」を緩和するために適切な具体的措置を検討することが可能となるものであり、加えて、非指定事業者に当該措置を遵守させる法的根拠を定める必要があると考えます。 - したがって、激変緩和措置の検討や対応に時間を要してしまう場合、ビル&キープ方式の原則化の適用時期を更に遅らせる可能性もあるため、ビル&キープ方式への円滑な移行促進に悪影響となる可能性があると考えます。

3. 激変緩和措置の手法についての考え方

説明を求めるべき項目	説明を求めるべき内容	当社意見
3-1 採用すべき手法	激変緩和措置を実施する場合、段階的な接続料の引き下げの手法としては、どのような手法によることが適当か。(激変緩和措置を必要とする理由を踏まえて、当該事業者としてどのような手法が望ましいと考えるか、具体的な理由を求める。	2-1で述べたとおり、当社は、激変緩和措置は不要であり、ビル&キープ方式の原則化までの移行期間として十分な期間を設けることが事業者間の公平性確保、事業者の精算システム維持等の負担軽減及び収益構造への影響緩和の観点から有効と考えます。
3-2 採用すべきでない手法	特定の手法については、導入による弊害が大きいと考える場合、その手法及び弊害の具体的内容。(例えば、特定の手法について、事業者における算定コストや事業者間協議のコストが却って大きいと考える場合には、その具体的な内容について説明を求める。)	- 激変緩和措置により追加的な負担が生じる可能性があるため、激変緩和措置を要望する事業者がその具体的な措置内容や効果(接続料収支等の「影響」を含む)を明らかにすべきだと考えます。その上で、その効果による当該措置が他事業者の収支等に与える「影響」や追加的に生じる負担も踏まえ、その内容と目的、必要性を議論すべきだと考えます。 - 総務省が例示している④について、実際に事業者間で適用する接続料の引下げ幅を事業者間協議に委ねてしまう場合、各事業者間において接続料収支の多寡といった利害関係が存在するため、全事業者が協議にて合意することは難しいと考えます。 - なお、激変緩和措置がビル&キープ方式の原則化によるマイナスの収支影響(受取接続料と支払接続料の差分)が大きい事業者の影響軽減を目的としたものである場合、①～④の手法いずれも、当該事業者に対してマイナスの収支影響を早期から段階的に発生・拡大させるものとなるため、その目的や必要性に合致しないと考えます。 - 逆に、ビル&キープ方式の原則化によりプラスの収支影響のある事業者は、①～④の手法によりプラスの収支影響を早期から段階的に発生・拡大させるものとなると考えます。 - したがって、マイナス・プラスの収支影響がある事業者双方を公平に扱うために、激変緩和措置なしで全事業者一律(同時期)・公平(事業者ごとに採用/不採用の差異なし)にビル&キープ方式に移行することが適当だと考えます。 - 加えて、ビル&キープ方式の原則化の収支影響を軽減させるためには、先述のとおり移行期間を十分長くとることが有効な解決手段だと考えます。

4. 激変緩和措置を実施しない場合における音声接続料の算定方法の考え方

説明を求めるべき項目	説明を求めるべき内容	当社意見
4-1 採用すべき手法	□ 激変緩和措置を導入しない場合における移行期間における音声接続料の算定方法として、採用すべき算定方法とその理由。(ビル&キープ方式への円滑な移行という観点から採用すべき理由について、具体的な説明を求める。)	• 当社は、ビル&キープ方式の原則化までの移行期間におけるメタルIP電話固有設備の音声接続料の算定方法は以下の理由より実績原価方式に移行することが適当だと考えます。 ✓ 算定方式を実績原価方式に移行することによりNTT東日本・西日本の組み合わせ接続料が増額するという試算が本委員会第75会のNTT東日本・西日本ご説明資料により示されているため、接続料収支が悪化する事業者も存在する一方で、当該接続料を参照している事業者においては接続料収支が改善すると考えられます。そのため、ビル&キープ方式への円滑な移行という観点からどちらが一概に有効かを明言することは難しいと考えます。 ✓ また、実績原価方式に移行した場合、実際に接続料の算定を行うのはNTT東日本・西日本であるため、実施に係るコストが他事業者への影響は少ないと考えます。 ✓ なお、当社は、接続料は実際に当該事業者が構築した設備に対して発生したコストを過不足なく回収することが原理原則だと考えます。そのため、料金の妥当性・負担の公平性の観点から実際に発生した費用と通信量に基づき接続料を決定する実績原価方式を採用し、特定の事業者のみに対して未回収額の負担を強いることのないようにすることが適当と考えます。
4-2 採用すべきでない手法	□ 激変緩和措置を導入しない場合における移行期間における音声接続料の算定方法として、採用すべきでない算定方法とその理由。(実施等に係るコストを理由とする場合には定量的な説明を求める。)	• 4-1で述べたとおり、実績原価方式が望ましいと考えます。

1

「ビル&キープ方式の原則化」に係る移行期間及び移行期間における音声接続料の算定方法

2

「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」第3項における長期増分費用(LRIC)方式に代わる手法の在り方

説明を求めるべき内容	当社意見
□ 具体的なケースの整理の必要性やその進め方について、 ① 今後具体的な課題が生じた際に改めて整理する ② あらかじめ想定されるケースを整理することが適当であるが、構造的に片務的となる呼の精算方法が確定した段階で検討する ③ 現時点で想定される範囲であらかじめケースを整理する いずれの考えによるべきか、関係事業者から意見を求めることとしてはどうか。 □ あわせて、現時点で想定される範囲であらかじめケースを整理することによって、何らかの弊害が生ずる可能性があるのであれば、その点についても関係事業者から、弊害の具体的内容について聴取することとしてはどうか。	• ビル&キープ方式の原則化後において、各事業者が取得し、又は負担すべき金額に関して裁定の対象となる接続料は基本的にデータ接続料等となりますが、当社は、以下の理由により現時点において特段の検討は不要だと考えます(総務省の例示する①)。 ✓ 指定事業者の設定するデータ接続料は第二種指定電気通信設備接続料規則に基づき算定し、総務省による検証も受けているため、裁定に至る可能性は低いと考えます。 ✓ 指定事業者に指定される前に移動系非指定事業者がデータ接続を提供する場合は裁定に至る可能性があるものの、接続を開始する時点で検討すれば十分対応可能であり、現時点で検討は不要だと考えます。 ✓ 当社の接続料のうち、ビル&キープ方式の原則化の対象である音声接続でなく法定機能でもない(あるいは同額でない)機能としては、「課金情報提供機能」、「IMS接続機能」、「特定接続契約者(IMS接続)回線管理機能」が存在しますが、コストベースで算定し、接続約款に規定しているため、裁定に至る可能性は低いと考えます。 • 以上のとおり、現段階において検討の必要性が高くないと考えられる中、現時点で想定される範囲であらかじめケースを整理することにより、行政・事業者双方の対応コストが発生することが弊害だと考えます。 • なお、ビル&キープ方式の原則化前において、LRIC方式が廃止される場合は、固定電話においては当該事業者の設備の態様とトラヒックの状況を踏まえ適用すべき音声接続料を選択すべきだと考えます。具体的には、全国的に十分な需要があり、効率的な設備構築が一定程度可能だと考えられる電気通信事業者であるNTT東日本・西日本のひかり電話又は組み合わせ接続料が考えられます。なお、業務区域が限られている固定事業者の場合、当該業務区域にも配慮すべきだと考えます。 • 「音声接続料についてビル&キープ方式の原則化が適用された後に、それまで未合意又は暫定合意していた過年度の音声接続料について裁定申請がなされる可能性もあることから、LRIC方式が適用されていた期間に係る音声接続料について裁定申請がなされた場合において、有効と認められるデータの提供が行われない場合には、例えばLRIC方式を用いることとする現行の裁定方針第3項が引き続き適用される旨、経過措置を設けること」という総務省の方針については賛同いたします。